

高等学校等就学支援金

高校の授業料には、国による返還不要の支援制度があります。
沖縄県では約9割の生徒が利用しています。

対象者

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・所得による制限を超過している
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了している
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は別途算定）を超えている

所得基準

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」（政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算）の合計額が304,200円（年収目安約910万円）未満の高校生等は就学支援金を受給することができます。

※ 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

**県立高校では就学支援金を受給すると、
授業料が実質無料になります。**

【お問い合わせ先】 教育庁教育支援課（098-866-2711）
または各県立高校

奨学のための給付金

- 住民税所得割非課税世帯(住民税所得割非課税相当世帯含む)、または生活保護受給世帯が対象です
- 年32,300円~143,700円を支給します
- 毎年7月以降に申請・支給となりますが、新入生の保護者に対しては、希望があれば6月までに給付額の一部を前倒しで支給します

お問い合わせ先：教育庁教育支援課 (866-2711)
または各県立高校

バス・モノレール

- 住民税所得割非課税世帯(住民税所得割非課税相当世帯含む)、または児童扶養手当受給世帯が対象です
- 専用OKICA(OKICAが利用できない路線は利用券)により、家から学校までのバス・モノレールを無料で利用できます

お問い合わせ先：専用ダイヤル (866-2116)
または各県立高校